

「次世代人材向けバッテリー産業魅力探求業務」仕様書

1. 業務の名称

次世代人材向けバッテリー産業魅力探求業務

2. 業務目的

次世代を担う小学生への早期教育を通じ、蓄電池産業への認知度を向上させ、将来的な県内企業への就職・定着につなげることを目的とする。あわせて、本事業のプロセスに高校生が参画する機会を設けることで生徒の主体性を引き出し、実践的な学びを通じて AI に代替されない力を伸ばす。

3. 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4. 業務概要

小学校4年生～6年生を対象とした、専門家監修の体験型オリジナルバッテリー学習教材を制作する。その際、教材制作の段階から高校生が参画し、専門家の視点を学びながらアイデアを反映させる。さらに、高校生が講師とともに授業に参加する、小高連携型の出前授業パッケージを構築し実施する。

5. 業務内容

受託者は、県と協議の上、以下の(1)、(2)の業務を実施すること。なお、具体的なアプローチや仕様(企画内容、教材の形態、専門家の人選等)については、本業務の目的を最大化するための効果的な企画提案を求める。

(1) 学習用オリジナル教材の制作

以下の要素をすべて満たす教材パッケージを制作すること。

ア 教材の企画・構成とデザイン

- ・小学校4年生～6年生を対象とした教材とすること。
- ・小学校理科等の学習单元(電気やエネルギー等に関する内容)と関連付けつつ、教科書の枠を超えて、最新の蓄電池技術や関連産業の魅力に楽しく触れられるような発展的な学習要素を取り入れること。
- ・児童の発達段階に応じた理解を促すため、学習指導要領などを参考にし、漢字のルビ等、学校現場に適した表現を用いること。
- ・児童が主体的に学べる「体験型教材」と「座学用教材」、教員が円滑に授業を進行するための「指導要領」が一体となった、計2コマ(1コマあたり45分)分のパッケージを制作すること。
- ・予算内で最適な教材の形態や手法、及び児童の関心を強く惹きつけるデザインや表現について、自由に提案すること。

イ 専門家等による監修及び教材制作ワークショップの実施

- ・制作にあたっては、著名な専門家(サイエンスプロデューサー、教授等)の監修を受

け、教材に監修者名を明記すること。

- ・教材に高校生のアイデアを反映させるため、受託者、県、監修者、高校生等による協議の場（ワークショップ）を複数回設けること。その際、初回については、専門家等による企画の立て方やアイデア創出方法に関するセミナーを実施し、生徒の企画力を育成すること。
- ・受託者は日程調整や資料作成を行うこと。

（２）出前授業等の企画・運営

（１）で開発した教材を用いた出前授業等を実施するため、以下の業務を行うこと。

ア 小学校でのプレ授業の実施

- ・講師、開催場所（理科室、体育館など）等の具体的な実施内容については、民間事業者の有する知見を活かして自由に提案をすること。なお、実施校は３校（３回）とし、県において選定する。
- ・上記の必須実施回数にとらわれず、実施校数の追加や独自のイベントの実施等の追加提案を行うことも可能とする。

イ スケジュール作成と事前調整

- ・各学校の対象学年や確保可能な授業時間等の多様な実情に応じてタイムスケジュールを作成すること。その際、事前の調べ学習や事後の振り返りなど、通常授業と連動した設計とすること。
- ・県内の学校等に対して聞き取りを行い、実施日時の確定などの事前調整を行うこと。

ウ 事前研修の実施

- ・高校生を指導補助として出前授業に参画させるため、小学生への授業に先立ち、授業内容や安全管理などについて高校生へ向けた事前研修等を行い、安全に授業を実施する体制を構築すること。

エ 授業実施体制

- ・講師の交通手段調整、交通費・謝金の支払い、当日の進行业務、必要機材の手配等をすべて受託者が実施すること。
- ・学校現場の負担を軽減するため、事前準備から片付けにかかる作業は原則としてすべて受託者が担うこと。
- ・実験時の事故を完全に防ぐための十分なスタッフの配置や、高校生の保険の手配等、最適な運用計画を提案すること。

オ アンケートの実施

- ・授業やイベントを実施した学校の教員や参加した児童等に対して、授業内容等に関するアンケートを実施すること。

６．成果物について

（１）納品物

ア 委託業務完了報告書

イ ５（１）において作成した学習用オリジナル教材等の現物及びデータ一式

ウ ５（２）の学習イベントの実施状況がわかるアンケート等の報告資料

エ 写真・映像データ一式（今後の県 PR 等で二次利用可能なデータ）

オ その他、県が指示する書類

(2) 納品期限

令和9年3月31日

(3) 納品場所

徳島県徳島市万代町1-1 万代庁舎5階 徳島県産業成長推進課産業立地戦略室

7. 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。著作権、肖像権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (2) 著作権について、受託者は、委託業務で作成した成果物に係る著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)を徳島県に無償で譲渡するものとする。
- (3) 本業務に使用する画像等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任を全て受託者が負うこと。
- (4) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを補償し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された際の一切の責任は、受託者が負うものとする。

8. その他

- (1) 受託者は、業務の遂行に必要な物品等を準備すること。
- (2) 県が所有するもので、業務の遂行に必要な資料や画像は受託者へ提供する。
- (3) 実施内容等は、県と十分協議しながら事業を進めること。
- (4) 受託者は、業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、業務の一部を、第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承認を得なければならない。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分遵守すること。
- (6) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (7) 取得した個人情報、徳島県個人情報保護条例等を守り、適正に取り扱うこと。
- (8) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (9) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (10) 本仕様書に記載のない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに県と協議し定めるものとする。